

# スタートアップ総合支援プログラム (SBIR 支援)

令和5年度 公募要領

## 公募期間

令和5年3月1日（水）～ 令和5年3月31日（金）12:00（正午）

（注）本プログラムへの応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行ってください。他の方法（郵送、E-mail、持ち込み等）での応募は一切受け付けません。

なお、e-Rad の利用に当たっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要となります。登録に日数を要する場合もあるため、時間的余裕をもって手続きを行ってください。

令和5年3月

生物系特定産業技術研究支援センター



## <目次>

<b>1 スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）について</b>	1
(1) 背景と目的	1
(2) 新たな中小企業技術革新制度（SBIR 制度）	1
(3) 本プログラムの特徴	2
<b>2 公募内容</b>	5
(1) 研究開発テーマ	5
(2) 各フェーズの詳細	6
(3) 各フェーズでのテストマーケティング等の実施について	11
<b>3 応募要件等</b>	11
(1) 応募者の要件	11
(2) 複数の研究機関で応募する場合の要件	13
(3) 研究管理運営機関を設置できる要件	13
(4) 研究の実施体制	14
<b>4 応募手続き</b>	14
(1) 応募方法	14
(2) 受付期間	15
(3) 応募書類	15
(4) 応募手続きに関する注意事項	16
<b>5 応募に当たっての注意事項</b>	16
(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除	16
(2) 研究倫理に関する対応	18
(3) 個人情報の取扱い	18
(4) 農研機構に所属する研究機関が参画する場合の支出	19
<b>6 審査及び採択課題の決定</b>	19
(1) 審査の方法	19
(2) 審査項目及び審査基準	20
(3) 加点要素	20
(4) 採択課題の公表・通知	20
(5) 審査等に関する留意事項	21
(6) 公募から委託契約締結までのスケジュール（予定）	21
<b>7 委託契約の締結</b>	21
(1) 委託契約の締結	21
(2) 委託期間	21
(3) 翌年度以降の取扱い	22
(4) 実績報告について	22
<b>8 委託契約上、支払対象となる経費</b>	22
(1) 直接経費	22
(2) 間接経費	22
(3) 一般管理費（研究管理運営機関に限る）	23
(4) 委託費計上に当たっての留意事項	23
<b>9 成果等の評価・点検等</b>	24
(1) 研究成果報告書	24
(2) 研究課題の評価等	24
(3) 研究開発・事業化に係る進捗及び計画の点検	24
(4) 研究成果の普及に関する報告	24
(5) 研究終了後のフォローアップ調査（追跡調査）	25
<b>10 研究成果の取扱い</b>	25
(1) 研究成果の発表等	25
(2) 知的財産マネジメント	25
(3) 研究成果に係る知的財産権の帰属	26

(4) 知的財産権の報告や申請	27
(5) 研究成果の管理	27
(6) 研究成果に係る秘密の保持	27
(7) 農業者等が参画する場合の農業者等に関する情報の取扱い	27
<b>1.1 本プログラムの運営管理体制</b>	<b>28</b>
(1) プログラムディレクター（PD）及び研究リーダー	28
(2) プログラムマネージャー（PM）	28
(3) 評議委員会	28
(4) 運営管理委員会	28
<b>1.2 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等</b>	<b>29</b>
(1) 研究費の不正使用等への対応について	29
(2) 不正使用等が行われた場合の措置	30
(3) 虚偽の申請に対する対応	31
(4) 研究活動における不正行為への対応について	31
(5) 不正行為が行われた場合の措置	32
(6) 指名停止を受けた場合の取扱い	33
(7) 不正使用等及び不正行為防止のための取組について	34
<b>1.3 情報管理の適正化</b>	<b>34</b>
(1) 本プログラムの実施体制	34
(2) 情報保全	34
(3) 応募者に要求される事項	35
<b>1.4 委託業務の実施に当たっての留意事項</b>	<b>35</b>
(1) 購入機器等の帰属及び管理	35
(2) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	35
(3) 動物実験等に関する対応	37
(4) 海外の遺伝資源の取得・利用等を含む研究に関する対応	37
(5) ロボット技術・ICT等の活用	37
(6) 小型無人航空機（ドローン等）の活用	37
(7) 農業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて	37
(8) データマネジメントに関する対応	38
(9) オープンAPIの要件化について	39
(10) 若手研究者の自発的な研究活動の支援	39
(11) エフォート管理の統一	39
(12) 複数の研究費制度による共用設備の購入（合算使用）	40
(13) 競争的研究費の直接経費から研究代表者等（P.I.等）の人件費の支出	40
(14) 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し （バイアウト制度の導入）	41
(15) 競争的研究費におけるR&A経費等の適正な支出の促進について	41
<b>1.5 その他の留意事項</b>	<b>41</b>
(1) researchmapへの業績情報の登録	41
(2) 「国民との科学・技術対話」の推進	42
<b>1.6 問合せ先</b>	<b>42</b>

別紙1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続きについて

別紙2 審査項目及び審査基準

別紙3 契約等の手続きについて

別紙4 府省共通経費取扱区分表

別紙5 研究費の適切な使用に向けた決意表明

別紙6 調達における情報セキュリティ基準

別紙7 調達における情報セキュリティの確保に関する特約事項

別紙8 AI・データ契約ガイドライン準拠チェックリスト

別紙9 データマネジメントに係る基本方針

## 1 スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）について

### （1）背景と目的

我が国の農林水産業・食品産業は、国民生活に必要不可欠な食料の供給や国土保全等の多面的機能を有するだけでなく、地域の多彩な食文化を支える高品質な農産物・食品や農村固有の美しい景観・豊かな伝統文化などは我が国の魅力の一つとして国内外での評価を高めています。また、農業・食料関連産業の国内総生産は全経済活動の1割に相当し、我が国経済の中で重要な地位を占めています。

一方、農林漁業者や農村人口の著しい高齢化・減少、これに伴う農地面積の減少など、農業の生産基盤が損なわれ地域コミュニティの衰退が一層進むことが懸念されるなか、大規模災害、野生鳥獣害、家畜疾病等、我が国の食料生産や農業現場に深刻な影響を及ぼす要因に対処しながら、我が国の人囗構造の変化に伴う食料需要の変化や、世界的な人口増加による食料危機に的確に備えていく必要があります。

特に、近年の世界の食料需給等を巡るリスクの顕在化を踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策等が必要となっています。また、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な対策を通じ、食料自給率の向上を含めた食料安全保障の強化が重要となっています。

このような課題に直面するなかで、我が国の農林水産業・食品産業の競争力を強化し飛躍的に成長させていくためには、革新的な技術・商品・サービスを社会に普及することが必要不可欠となっており、特に、政策的・社会的な課題の解決を図るには、研究開発の成果の事業化とその成長を目指すスタートアップ等に大きな期待が寄せられています。

生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）のスタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）（以下「本プログラム」という。）は、新たな中小企業技術革新制度（SBIR 制度）における指定補助金等の研究委託事業として、革新的な研究開発を行う研究開発型スタートアップ等による研究開発及びその成果の事業化を支援し、農林水産業・食品産業の政策的・社会的な課題の解決を図るとともに、我が国のイノベーション創出を促進することを目的としています。

### （2）新たな中小企業技術革新制度（SBIR 制度）

新たな中小企業技術革新制度（SBIR 制度）は、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装することによって我が国のイノベーション創出を促進することを目的とした制度です。

令和3年度から新たに科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「活性化法」という。）の下で、国の機関から研究開発型スタートアップ等への補助金や委託費の支出機会の増大を図る（支出目標の設定）こととされ、このうち活性化法第2条第16項に規定する指定補助金等は、イノベーションを生み出すポテンシャルを有しながらも強い資金的な制約に直面する研究開発型スタートアップに補助金等を交付することで、いわゆる「死の谷」を超えて科学技術の実用化・事業化の実現を可能にする役割・位置づけとされています。

運用面においては、指定補助金等の交付等に関する指針（令和4年6月3日閣議決定）

において、①各府省等が社会ニーズ・政策課題に基づく研究開発課題をスタートアップ等に適した形で設定、②実現可能性調査（FS：Feasibility study）段階から、幅広く支援を開始し、ステージゲート方式を通して、事業化・成長可能性の高い研究開発シーズを選抜し、連続的に支援を実施、③プログラムマネージャによる運営管理、調達・民生利用への繋ぎ等の支援、④スタートアップ等に適した運用、審査基準、体制の標準化等を検討、等の公募・執行に関する統一的な運用と社会実装の促進が図られています。

本プログラムは、指定補助金等の対象事業として、上記の統一的な運用を踏まえて実施します。

（参考）SBIR制度に関する情報は、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/>

### （3）本プログラムの特徴

#### ① 農林水産・食品分野における新たなビジネス創出を目指す

本プログラムでは、農林水産業・食品産業における政策的・社会的な課題の解決に資する研究開発テーマを設定して、革新的な研究開発に取り組む研究開発型スタートアップ等（起業前の研究者を含む）が事業化を目指して取り組む研究課題を募集し、研究開発及び事業化の取組を支援します。

#### ② 段階的な支援

技術シーズの創出から事業化まで4つのフェーズ（フェーズ0、1、2、3）を設定し、事業化に関する知見・経験が豊富なプログラムマネージャ（PM）の支援を受けながら、フェーズごとに設定する目標（評価指標）の達成に向けて研究開発と事業化を進めることを可能としています。本プログラムの全体像は4ページを、各フェーズの詳細は6～10ページをご参照ください。

フェーズ0（発想段階）：新たなビジネス創出に繋がる革新的な技術シーズを創出

フェーズ1（構想段階）：事業構想（構想レベルの事業モデル）を検証するための実現可能性調査（FS：Feasibility Study）や概念実証（PoC：Proof of Concept）を実施

フェーズ2（実用化段階）：FSやPoCを通して構築した事業モデルの実現に向け、研究開発、事業実施体制の確立、事業計画策定、資金調達等を実施

フェーズ3（事業化段階）：事業の開始又は事業規模の拡大に向けた研究開発等を実施

#### ③ シームレスによるフェーズの移行

本プログラムでは、実施する研究課題について、フェーズごとに設定する達成目標をクリアし、かつその成果が優れているもののうち、将来的な事業化が特に有望と見込まれる場合は、公募プロセスを介さずに上位フェーズへ移行できるシームレスの仕組みを導入しています。

#### ④ プログラムマネージャ（PM）による事業化支援

本プログラムでは、事業化に関する知見や経験を豊富に有する者をプログラムマネー

ジャー（PM）として配置し、採択する研究課題の事業化をサポートします。

PMは、各研究課題のフェーズ、研究開発及び事業化に向けた取組に応じて、主として以下のような事業化支援を行う予定です。

➤ メンタリング

研究課題に応じて、メンター や経営人材候補等から構成されるメンターチームを編成し、FS、PoC、市場調査、知財調査、マーケティングなど、事業モデルや知財戦略を構築するための取組に関する助言、起業や事業展開に関する助言等を行います。

➤ 事業化に関連するセミナー

起業、資金調達、マーケティング等、事業化に役立つセミナーを開催します。

➤ 企業等とのマッチング

事業化に向けて必要となる技術連携、事業会社との連携、資金調達の機会など、企業、研究機関、金融機関、ベンチャーキャピタル（VC）等とのマッチングの機会を提供します。

➤ ピッチコンテストへの出場支援

企業や投資家を対象とする事業構想等のピッチ機会の提供や、発表に向けた支援を行います。

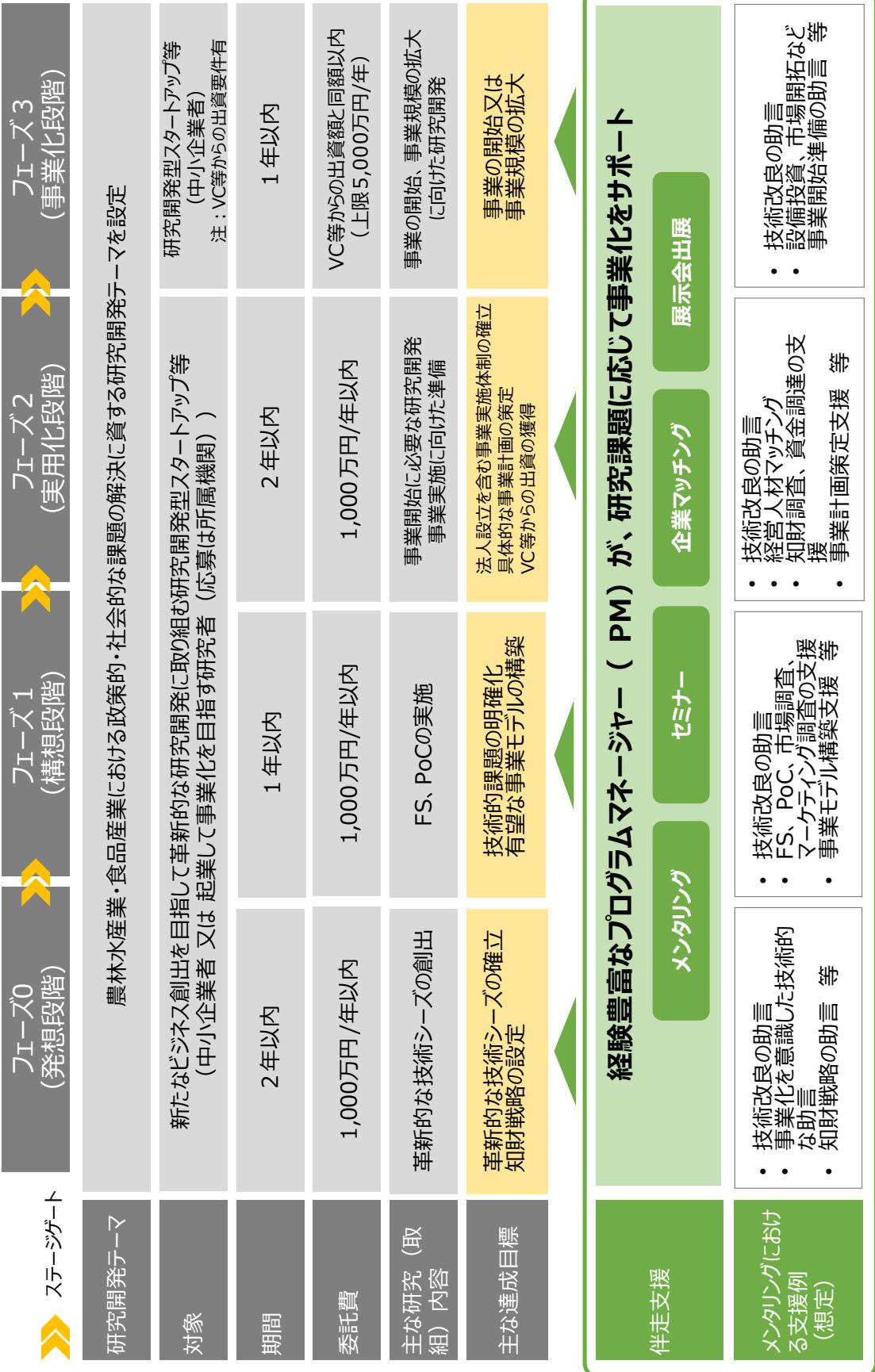
➤ その他、海外事業展開やインキュベーション施設の活用などについても、必要に応じて支援を行います。

## ⑤ その他

本プログラムは、自然科学系の研究・技術の開発を主体的に行う研究課題を対象としており、以下のような研究課題は応募の対象とはなりません。仮にこのような研究課題が応募された場合は、審査の対象から除外されることとなりますのでご注意ください。

- ・社会科学系研究を主として行う研究課題
- ・農林水産業・食品産業の発展に寄与しない研究課題
- ・応募者が事業化又は起業を目的としない研究課題 等

## スタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）の全体図



## 2 公募内容

本公募では、農林水産業・食品産業における政策的・社会的な課題の解決に資する研究開発テーマを設定して、革新的な研究開発に取り組む研究開発型スタートアップ等（起業前の研究者を含む）が事業化を目指して取り組む研究課題を募集します。

応募者は、（1）の研究開発テーマ、（2）の各フェーズの詳細をよく確認し、自身の研究課題が最も適合する研究開発テーマ及びフェーズを選択して応募してください。

※ 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の「研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）プロジェクト推進型 SBIR フェーズ 1 支援」及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「SBIR 推進プログラム」における農林水産省がニーズ元の研究課題を令和 4 年度に終了する応募者にあっては、本プログラムのフェーズ 2 を選択して応募してください。

### （1）研究開発テーマ

本公募で研究課題を募集する研究開発テーマは以下のとおりです。

	研究開発テーマ	要望する研究開発の例
1	<b>農林漁業者の高齢化や担い手不足等、生産現場の課題解消</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>原材料、肥料・飼料、燃料の高騰対策に資する、効率施肥や代替肥料・飼料、肥料効率の高い作物作出、効率的な環境制御や栽培管理方法等に関する研究開発</li><li>データ及びアプリケーション連携による生産性の大幅な向上</li><li>作業の自動化・電動化・省力化・高精度化・低コスト化・効率化並びにそれらのシェアリングサービスによる人手不足の解消</li><li>農山漁村のインフラ、街づくりの維持・発展</li><li>鳥獣害対策、生産・飼養管理、動植物疾病対策等における効率化・省力化</li></ul>
2	<b>農林水産物の加工・流通の合理化・迅速化</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>異業種で進展している無人販売や AI・IoT を活用した需要予測等、新たな販売システムにより、生産地から店頭までのリードタイムの適正化や鮮度維持、食品ロス削減、物流コスト削減</li><li>農林水産物の持つストーリー性等を消費者につなぐことによる付加価値の向上</li><li>中山間地域等の独自農産物・加工品のデザイン面の改善及び直接販売のサポートサービスの開発</li><li>食品・加工・外食産業における生産性向上、加工・流通改善</li></ul>
3	<b>農林水産業・食品産業の可能性の拡大と成長の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>ゲノム技術による育種や発酵・微生物、生産技術の輸出プラットフォーム化など、先端技術やノウハウを活用した農業の発展への寄与</li><li>代替タンパク源や新たな食スタイルの提案など、フードテックに関する研究開発</li><li>国産農林水産物の安定供給・需要拡大、輸出促進</li><li>地域独自の農林漁業產品に由来する加工品、農業資材の研究開発</li></ul>
4	<b>農林水産業・食品産業の高い生産性と持続可能性の両立の実現</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>持続可能な農林水産業に資する燃料生産技術や発電技術、VEMS 等の事業化に向けた研究開発</li><li>持続可能性の高い肥料やバイオステイミュラント、農薬の研究開発</li><li>カーボンニュートラルの実現に資する研究開発</li></ul>

## (2) 各フェーズの詳細

### フェーズ0（発想段階）

#### ①フェーズ0の取組内容

農林水産・食品分野における政策的・社会的な課題の解決に資する新たなビジネス創出に繋がる革新的な技術シーズの創出に取り組みます。

また、技術シーズの革新性や優位性を明確にするための知財調査を行うなど、事業化に関するビジョンを明確にして事業化までのマイルストーン設定等に取り組みます。

#### ②フェーズ0の達成目標（評価指標）

以下の項目をすべて満たすこと。

- ア 革新的な技術シーズの確立（実験室レベルの実証が済んでいる、実現可能性調査(FS) や概念実証(PoC) を実施できる技術レベル）
- イ 想定する事業モデルを見据えた知財戦略の設定
- ウ 対象となる魅力的な市場の選定と深掘り
- エ 事業化に向けたマイルストーン(FS、PoC、法人立上げ、資金調達、事業開始など) の設定

#### ③提案内容の要件

以下の項目をすべて満たすこと。

- ア 成果の事業化を目指す研究開発であること。
- イ 2(1)に記載するいずれかの研究開発テーマに合致する内容であること。
- ウ 研究開発内容は、まだ事業化されていない内容であること。

#### ④実施期間

2年以内（令和5年度末又は令和6年度末まで）

※1年度終了時に、研究開発や事業化に向けた取組に関する評価を行い、評価結果を踏まえて、試験研究計画の見直し又は中止等の措置を行う場合があります。

#### ⑤委託費（間接経費を含めた上限額）

1,000万円以内／年度

## **フェーズ1（構想段階）**

### **①フェーズ1の取組内容**

事業構想（構想レベルの事業モデル）の実現性を検証するための実現可能性調査（FS）や概念実証（PoC）を通して、技術改良等の研究開発や有望な事業モデルの構築に取り組むとともに、知財調査等を通じて知財戦略を確立します。

### **②フェーズ1の達成目標（評価指標）**

以下の項目をすべて満たすこと。

- ア FS、PoC を通して事業化に必要な技術的課題の明確化
- イ FS、PoC を通した有望な事業モデル（ビジネスシステムと収益モデル）の構築
- ウ 事業モデルを踏まえた知財戦略の確立
- エ 成長性が期待できる市場とその規模の把握

### **③提案内容の要件**

以下の項目をすべて満たすこと。

- ア 成果の事業化を目指す研究開発であること。
- イ 2（1）に記載するいずれかの研究開発テーマに合致する内容であること。
- ウ 研究開発内容は、まだ事業化されていない内容であること。
- エ 以下の「フェーズ0の達成目標」を達成していること。
  - 1) 革新的な技術シーズの確立（実験室レベルの実証が済んでいる、FS や PoC を実施できる技術レベル）
  - 2) 想定する事業モデルを見据えた知財戦略の設定
  - 3) 対象となる魅力的な市場の選定と深掘り
  - 4) 事業化に向けたマイルストーン（FS、PoC、法人立上げ、資金調達、事業開始など）の設定

### **④実施期間**

1年以内（令和5年度末まで）

### **⑤委託費（間接経費を含めた上限額）**

1,000 万円以内

## **フェーズ2（実用化段階）**

### **①フェーズ2の取組内容**

事業化に向けた実用化段階として、FS や PoC を通して構築した事業モデルの実現に向けて、研究開発（技術改良等）、事業の実施に向けた体制整備（法人設立を含む）、具体的な事業計画の策定、ベンチャーキャピタル（VC）等からの資金調達（出資の獲得）に取り組みます。

### **②フェーズ2の達成目標（評価指標）**

以下の項目をすべて満たすこと。

- ア 事業の開始に必要な研究開発（技術改良等）の完了
- イ 事業実施体制（法人設立を含む）の確立
- ウ 具体的な事業計画の策定
- エ 具体的な顧客の選定
- オ ベンチャーキャピタル（VC）等（以下「VC 等」という。）からの出資の獲得（※）

### **③提案内容の要件**

以下の項目をすべて満たすこと。

- ア 成果の事業化を目指す研究開発であること。
- イ 2（1）に記載するいずれかの研究開発テーマに合致する内容であること。
- ウ 研究開発内容は、まだ事業化されていない内容であること。
- エ 以下の「フェーズ1の達成目標」を達成していること。
  - 1) FS、PoC を通して事業化に必要な技術的課題の明確化
  - 2) FS、PoC を通した有望な事業モデル（ビジネスシステムと収益モデル）の構築
  - 3) 事業モデルを踏まえた知財戦略の確立
  - 4) 成長性が期待できる市場とその規模の把握

### **④実施期間**

2年以内（令和5年度末又は令和6年度末まで）

※ 1年度終了時に研究開発や事業化に向けた取組に関する評価を行い、評価結果を踏まえて、試験研究計画の見直し又は中止等の措置を行う場合があります。

### **⑤委託費（間接経費を含めた上限額）**

1,000 万円以内／年度

（※）VC 等からの出資とは、原則として、一般的な株式の引き換えによる VC や CVC（コープレートベンチャーキャピタル）等からの出資を指します。

## **フェーズ3（事業化段階）**

### **①フェーズ3の取組内容**

事業化段階として、事業の開始又は事業規模の拡大に向けた研究開発（技術改良等）を実施します。

なお、フェーズ3（事業化段階）については、原則として、創業初期における事業の開始又は事業規模の拡大に向けた研究開発等を支援対象としますので、応募者の要件をよくご確認ください。

### **②フェーズ3の達成目標（評価指標）**

以下の項目をすべて満たすこと。

- ア 事業規模の拡大に向けた研究開発（技術改良等）の完了
- イ 事業の開始又は事業規模の拡大

### **③提案内容の要件**

以下の項目をすべて満たすこと。

- ア 成果の事業化を目指す研究開発であること。
- イ 2（1）に記載するいずれかの研究開発テーマに合致する内容であること。
- ウ 研究開発内容は、まだ事業化されていない内容であること。
- エ 以下の「フェーズ2の達成目標」を達成していること。
  - 1) 事業の開始に必要な研究開発（技術改良等）の完了
  - 2) 事業実施体制（法人設立を含む）の確立
  - 3) 具体的な事業計画の策定
  - 4) 具体的な顧客の選定
  - 5) VC等からの出資の獲得（※）

### **④実施期間**

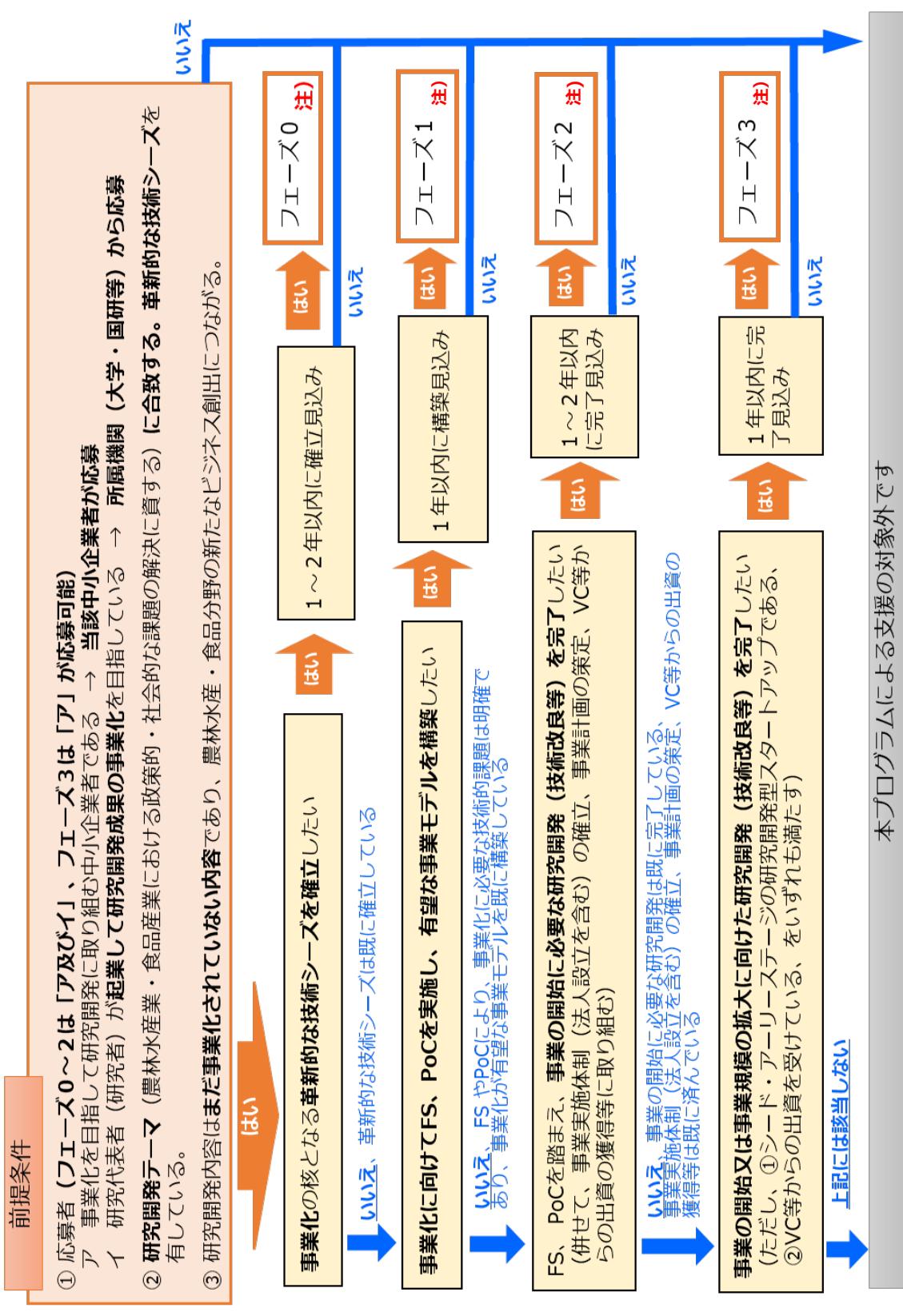
1年以内（令和5年度末まで）

### **⑤委託費（間接経費を含めた上限額）**

VC等からの出資（※）を受けている金額と同額以内  
ただし、5,000万円を上限とする

（※）VC等からの出資とは、原則として、一般的な株式の引き換えによるVCやCVC（コープレートベンチャーキャピタル）等からの出資を指します。

スタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）応募フェーズ判断簡易チヤート



**（2）各フェーズの詳細** これは簡易チャートです。各フェーズへの応募には、その他にも要件があります。詳細については、公募要領の「**（2）各フェーズの詳細**」や「**（3）応募要件等**」を確認してください。

### (3) 各フェーズでのテストマーケティング等の実施について

各フェーズの事業化に向けた取組内容として、テストマーケティング等を含めることができます（任意）。

完成前の製品やサービス（以下、「製品等」という。）を産地や農業法人、自治体等に提供し、実際に利用してもらい、その結果を最終製品化に向けた改良や更なる研究開発に繋げるものとして、各フェーズに応じて、次のようなテストマーケティング（フェーズ0～2はプレ・テストマーケティング）を実施することができます。

なお、製品等の上市に向けたテストであり、製品・サービス提供等による売上・収益が生じないもの（販売行為は不可）とします。

- フェーズ0：プレ・テストマーケティング（実際の製品等を想定した必要な市場調査等）
- フェーズ1：プレ・テストマーケティング（FSにおいて、実際の製品等を想定した必要な市場調査等）
- フェーズ2：プレ・テストマーケティング（製品等（試作品・β版）の提供等による調査、フィードバック等）
- フェーズ3：テストマーケティング（事業の開始又は事業規模拡大に向け必要な製品等に関すること（製品等の提供等による調査、フィードバック等））

## 3 応募要件等

### (1) 応募者の要件

本プログラムの応募者（代表機関を指す。以下同じ。）は、「事業化を目指して研究開発に取り組む中小企業者」又は「起業して研究開発成果の事業化を目指す研究者が研究代表者となる場合は、その所属機関」であることとし、以下の①～⑦の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 法人格を有する者であって、応募フェーズに応じた要件に適合すること。

#### 【フェーズ0、1、2の応募者】

次のア又はイに該当すること。

ア 日本に登記されている中小企業者（※1）であること。（ただし、みなし大企業は除く。）

イ 国公私立大学、大学共同利用機関法人、国公私立高等専門学校、独立行政法人（国立研究開発法人等）、地方独立行政法人、公設試験研究機関、公益・一般法人、NPO法人、協同組合のいずれかであること。ただし、研究代表者が起業して事業化を目指しているものに限る。

#### 【フェーズ3の応募者】

次のウ及びエの両方に該当すること。

ウ 日本に登記されている中小企業者（※1）であること。（ただし、みなし大企業は除く。）

エ シード・アーリーステージの研究開発型スタートアップ企業であり、VC 等からの出資を受けていること。

(※1) 中小企業者とは、科学技術・イノベーションの創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第14項に規定する以下に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業であって、みなし大企業に該当しないものをいいます。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の 総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業及び その他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車 又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工 業用ベルト製造業を除 く。）	3 億円以下	900 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記3業種を除 く）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報 処理 サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

本プログラムで「みなし大企業」とは、以下のいずれかに該当する中小企業者をいいます。

- 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業（注）の所有に属している企業。
- 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業（注）の所有に属している企業。
- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業。

（注）「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいいます。

- ② 主たる研究開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。
- ③ 研究実施に必要な以下の要件を満たす機関（研究機関）であること。
  - ア 研究開発を円滑に実施するための研究体制、研究員、設備等を有する
  - イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有する
  - ウ 委託事業費の執行に係る区分経理処理など、適正な執行管理体制及び処理能力を有する
  - エ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有する
  - オ 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有する
- ④ 委託契約の締結に当たり、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。
- ⑤ 本プログラムに関わる者に関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。

- ⑥ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑦ 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。

提案書提出時に本資格を未取得の者も、応募は可能ですが、委託契約までに取得できなかった場合は採択を取り消しますので、速やかに申請を行ってください。

(参考) 統一資格審査申請・調達情報検索サイト

<https://www.chotatuchoho.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

## **(2) 複数の研究機関で応募する場合の要件**

本プログラムは直接採択方式であり、公募研究課題の一部又は全部を、受託者（代表機関及び研究グループを構成する全機関をいう。以下同じ。）が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、本プログラムでは、研究開発成果の事業化の主体となる者を代表機関、共同研究に参画する者を共同研究機関として、複数の研究機関等がグループを組んで応募することを可能としています。この場合、以下のすべての要件を満たすとともに、参画するすべての研究機関の分担関係を明確にしてください。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画するすべての機関が同意していること。
- ② 共同研究機関は、日本に登記されている法人であって、3（1）の②～⑥の要件をすべて満たすこと。なお、共同研究機関は、本プログラムに係る事業化は行わない。
- ③ 研究グループと生研支援センターが契約を締結するまでの間に、以下のア～ウのいずれかの方法により研究コンソーシアムを設立すること。（委託予定先として採択された場合に速やかにコンソーシアム設立規約等の必要書類を提出できるよう、準備を進めてください。）

なお、採択後、契約締結までの間に、当該研究グループ構成の変更などの重大な変更があった場合には、採択を取り消します。

- ア 実施予定の研究課題に関する規約を策定する（規約方式）
- イ 研究参画機関が相互に、実施予定の研究課題に関する協定書を交わす（協定書方式）
- ウ 共同研究契約を締結する（共同研究方式）
- ④ 研究グループに参画するすべての機関は、本プログラムによる研究開発成果について、代表機関たる中小企業者又は研究代表者が新たに設立する法人が事業化することにつき、特許権等の帰属や独占的な実施権の設定を含め、了解していること。

## **(3) 研究管理運営機関を設置できる要件**

- ① 生研支援センターが必要と認めた場合に限り、研究代表者が所属する応募者（代表機関）とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置できるものとします。ただし、フェーズ3に応募する研究機関は研究管理運営機関を設置することはできません。

[研究管理運営機関を設置できる例]

- ・ 地方公共団体において、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮

し、地方公共団体に所属する研究者が研究代表者となる場合であって、かつ、地方公共団体に経理責任者を配置することが困難と認められる場合

- ・ 研究代表者が中小企業等に所属し、又は研究グループに多数の中小企業等が参画しており、生研支援センターとの委託契約の実績がないため委託契約の締結が著しく遅延すると想定される場合
- ② 共同研究機関が研究管理運営機関となる場合は、3（1）③の要件を準用します。
- また、研究の管理運営のみを行う機関が研究管理運営機関となる場合は、3（1）③のイ～オを準用するとともに、次のカ及びキの要件を追加します。
- カ 研究代表者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること
- キ 原則、生研支援センター又は他の公的機関との委託契約の実績を有し、委託契約手続きを円滑に行うことができる能力・体制を有すること
- ③ なお、研究管理運営機関の設置は特例措置であることから、これを希望する場合は、研究管理運営機関を活用する理由を提案書別紙7に記載するとともに、応募者の経理責任者の承認を必要とします。

#### （4）研究の実施体制

本プログラムを実施する研究機関又は研究グループは、以下の体制を構築する必要があります。

- ① 代表機関に、研究代表者（研究（企画調整を含む。）を円滑に実施するため、研究実施計画の企画立案、実施、進行管理、成果管理等を統括する者をいう。）及び経理責任者を設置すること。

なお、研究代表者は以下の要件をすべて満たすことが必要です。委託期間中に長期出張により長期間研究が実施できない場合、人事異動や定年退職等が見込まれる場合等は、研究代表者になることを避けてください。

- ア 原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること
- イ 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること
- ウ 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること

- ② 共同研究機関に、研究実施責任者（共同研究機関における研究開発の責任者をいう。）及び経理責任者を設置すること。

### 4 応募手続き

#### （1）応募方法

応募に当たっては、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。  
<https://www.e-rad.go.jp/>）を使用してください（別紙1「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続きについて」参照）。研究グループの場合は、代表機関（研究代表者）が研究グループの研究内容をとりまとめ、応募してください。

e-Radを使用するためには、研究機関及び研究者全員の情報の登録が必要となります。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は、再度登録する必要はありません。

(詳しくは、e-Rad 担当窓口にお尋ねください。)

応募の際には、e-Rad 上で所属機関の事務代表者による応募情報（注）の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研支援センターに提出されませんのでご注意ください。（例年、事務代表者の承認を忘れて「応募したつもりが応募されていなかった」という事例が散見されるので、十分に注意して下さい。）

その他、e-Rad の使用に当たり必要な手続き等については、e-Rad のポータルサイトを参照してください。

(注) e-Rad では、研究代表者が入力した研究基本情報や研究組織情報、採択状況等 (Web 入力) と、生研支援センターが定めた提案書様式に必要事項を記載した内容や必要な添付書類 (1 ファイルとしてアップロード) の内容を総称して「応募情報」といいます。

#### 【e-Rad で応募する際の注意事項】

- i ) e-Rad の使用に当たっては、研究機関の登録と、研究者情報の登録が必要となります。登録には日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもつて登録手続きを行ってください。
- ii ) e-Rad による応募申請では、研究基本情報等の Web 入力と応募書類の添付（アップロード）が必要です。
- iii ) 応募書類は e-Rad にアップロードしていただきますが、アップロードできるファイルはPDF 形式で 1 ファイル（最大 20MB）です。
- iv ) PDF ファイルには、パスワードを設定せず、また、文字化け等がないかを必ず事前にご確認ください。

#### (2) 受付期間

**令和5年3月1日（水）～3月31日（金）12:00（正午）まで**

e-Rad の利用については、以下をご確認ください。

- ・ e-Rad の利用可能時間帯： 00:00～24:00（土、日、祝祭日も利用可能）
- ・ e-Rad ヘルプデスク受付時間： 9:00～18:00（平日のみ）  
TEL : 0570-057-060（又は 03-6631-0622）

利用時間等は変更される可能性があります。また、保守・点検等によりシステムの運用停止を行うことがありますので、隨時 e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

#### (3) 応募書類

- ① 応募書類として、提案書（別紙も含む）を作成してください。
- ② 提案書様式等は、生研支援センターのウェブサイト（下記 URL）からダウンロードしてください。  
<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/startup/koubo/R05.html>
- ③ 提案書は、本公募要領及び提案書様式内の記載例等に従い、日本語で作成してください。

- ④ 提案（応募）内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う評議委員にも守秘義務を課しています。
- ⑤ 応募書類（提案書）は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された研究課題に係る提案書については、生研支援センターが実施する研究課題の評価及び研究成果等に関する追跡調査等で使用する場合があります。
- ⑥ 不採択となった研究課題に係る応募書類（提案書）については、生研支援センターにおいて破棄します。なお、提出いただいた応募書類は返却しません。

#### **(4) 応募手続きに関する注意事項**

- ① 本プログラムの応募期限（締切）に遅れた場合には、受け付けません。
- ② 本公募要領に示した様式以外での応募は認めません。
- ③ e-Rad を使用しない方法（郵便、ファクシミリ、電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。
- ④ 提出された応募書類が応募要件を満たしていない場合、又は、応募書類に不備がある場合は、審査を受けることができません。
- ⑤ 応募受付期間終了後の応募情報ファイルの修正には応じません。
- ⑥ 応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。
- ⑦ 次の場合には応募は無効となりますので、ご注意ください。
  - i ) 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
  - ii ) 提案書に虚偽が認められた場合

### **5 応募に当たっての注意事項**

#### **(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除**

提案書や e-Rad 及び他府省からの情報等により、「不合理な重複」（注1）又は「過度の集中」（注2）が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

（注1）不合理な重複とは、同一の研究者による同一の試験研究計画（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の試験研究計画について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の試験研究計画について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の試験研究計画の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

（注2）過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該試験研究計画に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

① e-Rad を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。また、「不合理な重複」及び「過度の集中」があった場合には、採択しないことがあります。

② 応募時に、研究代表者・研究分担者等について、国外も含めて現在の全ての他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類や e-Rad に記載してください。

なお、応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

③ 研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が萎縮しないよう、守秘義務を負っている者のみ、以下のとおり扱います。

a) 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみの提出を求めます。

b) ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出させることができます。なお、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

c) 今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について照会を行うことがあります。所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報については、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。また、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分することができます。

- ⑤ 当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑥ 我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。
- このような状況を踏まえ、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。なお、各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて照会を行うことがあります。

## （2）研究倫理に関する対応

研究代表者は、応募前に研究倫理教育の動画（事務担当者説明会動画（2022年度版）※）を視聴してください。また、応募に当たり、研究倫理に関する誓約書（提案書別紙5）を提出してください。詳しくは、「12 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等」の（7）を参照ください。

※ <https://www.youtube.com/watch?v=UFPRtxm9f5o>

なお、採択された場合は、代表機関及び共同研究機関は、本プログラムの研究活動に関するすべての者を対象に、研究倫理教育に関するe-ラーニングを受講するなど研究倫理教育を実施し、契約締結の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出する必要があります。詳しくは、「12 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等」の（4）を参照ください。

## （3）個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、応募者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、法令等に基づく場合の提供を除き、採択課題の選定以外の目的に使用しません。採択課題決定後は、採択に係る個人情報を除き、すべての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。詳しくは、下記（※1）を参照してください。

また、本法を遵守した上で、研究費の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（試験研究計画名、研究概要、研究者名、研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択された研究課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研支援センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、e-Rad を経由して、内閣府の「政府研究開発データベース（※2）」へ提供されます。

（※1）<https://www.ppc.go.jp/>

（※2）政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

#### （4）農研機構に所属する研究機関が参画する場合の支出

本プログラムに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）に所属する研究機関が参画する場合、当該研究機関に係る研究予算については別途措置する予定です。このため、生研支援センターから当該研究機関に対し、本プログラムに係る委託費は原則として支出しません。

### 6 審査及び採択課題の決定

#### （1）審査の方法

##### ① 1次（書面）審査

外部有識者による書面審査を行い、2次（面接）審査の対象とする研究課題を選定します。

なお、PMは、2次（面接）審査対象となる研究課題について、設定した研究開発テーマとの整合性等について意見を付します。

##### ② 2次（面接）審査

①で選定された研究課題について、提案書の内容及び応募者のプレゼンテーションを基に外部有識者による面接審査を行い、採択候補となる研究課題を選定します。なお、PMも面接審査に出席し、必要に応じて意見を述べます。

（注）応募課題数の状況等、必要に応じて、審査を1回（提案書の内容及び面接における応募者からのプレゼンテーションを踏まえた総合的な審査）とする場合があります。また、その際の加点は審査回数に則したものとなります。

##### ③ 採択課題の決定

採択候補となった研究課題のうち、農林水産省に設置する本プログラムに係る運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）で承認されたものを採択課題として決定し、当該研究課題の応募者を委託予定先とします。

- ・ 採択課題の決定に当たっては、全体の予算額及び応募課題の予算額が考慮されます。なお、応募者の財務状況を勘案する場合があります。
- ・ 委託費の過大な積算を行っている研究課題は、審査上マイナスとなることがありますので、可能な限り精査した額を計上してください。
- ・ 審査結果を踏まえ、研究計画の見直し（より適切なフェーズへの変更を含む）、研

究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。

- ・ 審査は非公開で行われ、審査の経過や内容等、審査に関する照会・問合せには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

## (2) 審査項目及び審査基準

審査項目及び審査基準は、別紙2のとおりです。

## (3) 加点要素

### ① 若手研究者（フェーズ0のみ）

フェーズ0（発想段階）において、研究代表者及び研究実施責任者（共同研究機関の研究責任者）の全員が以下ア、イのいずれかを満たす研究課題については、1次（書面）審査及び2次（面接）審査の際に加点します。（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）

ア 令和5年4月1日時点で39歳以下の研究者であること。

ただし、研究に従事していない期間がある者は、42歳以下であって、かつ当該期間を差し引いて39歳以下であること。

イ 博士取得後15年以内の博士研究員であること。（令和5年（2023年）4月1日時点で博士取得後15年以下（平成20年（2008年）4月2日以降））

### ② みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。みどりの食料システム法。）において認定を受けた「基盤確立事業実施計画」に基づき策定された研究課題については、1次（書面）審査及び2次（面接）審査の際に加点します。（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）

なお、「認定を受けた」とは、当該計画が認定され、以下の農林水産省ホームページに掲載されているものをいいます。

【基盤確立事業実施計画の認定状況及びみどり投資促進税制の対象機械について】

[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou\\_kibann.html](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou_kibann.html)

### ③ 連結型の指定補助金等（フェーズ2のみ）

省庁横断的に実施する日本版SBIR制度のもと、他省庁・他FAにおけるSBIR事業（指定補助金等の交付等に関する指針（令和4年6月3日閣議決定）の別表の指定補助金等のうち、本プログラムを除くもの）のフェーズ1を終了する研究課題が本プログラムのフェーズ2に応募した場合であって、本公募要領の要件を満たしている場合、1次（書面）審査及び2次（面接）審査の際に加点します。（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）

## (4) 採択課題の公表・通知

審査結果については、e-Rad応募時に付与される課題ID等を生研支援センターのウェブサイトに掲載することで速やかに公表する予定です。不採択となった応募課題について

は、不採択理由等を後日お知らせします。

#### (5) 審査等に関する留意事項

- ・ 審査は非公開であること、また、応募者の企業秘密や知的財産に係る情報等を保護する観点等から、審査に関する照会・問合せには応じません。
- ・ 採択されて委託予定先となった場合、速やかに試験研究計画書、コンソーシアム設立規約等（共同研究機関が参画する場合）などの必要書類を作成し、提出していただきます。提出された資料を基に、契約締結の可否を決定します。
- ・ 委託予定先に対し、必要に応じて、採択に当たっての条件や本プログラム実施に当たっての付帯事項を付す場合があります。条件や付帯事項については、試験研究計画書等に反映して提出していただきます。条件が満たされない場合や、付帯事項の全部又は一部が実行できないと判断したときは、委託先としません。

#### (6) 公募から委託契約締結までのスケジュール（予定）

下記を予定していますが、審査状況等により変更することがあります。

令和5年3月1日	公募要領の公表・公示
3月31日（正午）	公募受付締切
4月中旬～下旬	1次（書面）審査（※）
5月中旬～下旬	2次（面接）審査（※）
6月中旬	採択課題（委託予定先）の決定・公表
7月頃	委託契約の締結

（※）6（1）を参照。

### 7 委託契約の締結

#### (1) 委託契約の締結

生研支援センターは、採択課題の応募者（代表機関）と委託契約を締結します。複数の研究機関等で（グループで）応募する場合の委託契約に関しては、別紙3「契約等の手続きについて」もご参照ください。

なお、委託予定先としての決定から委託契約締結までの間に、委託契約先である代表機関に特段の事情の変化があり委託契約の締結が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を、コンソーシアムの他の構成員（機関）に変更する場合があります。

また、採択通知に条件や付帯事項が付された採択課題において、採択決定後に新たに作成する試験研究計画書及び委託試験研究実施計画書が当該条件等を満たしていない場合は、契約は締結されません。

その他、契約時に財務諸表等の提出を求めることがあります。

#### (2) 委託期間

本プログラムの委託期間については、採択後に作成していただく委託試験研究実施計画書の生研支援センターへの提出日から、最大2か月前の日（委託試験研究実施計画書の提

出日が採択通知日から2か月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることを可能であり、契約締結日前であっても、委託期間開始日以降に発生する試験研究に係る経費を、委託費として計上することを可能とします。

ただし、採択通知に条件等が付されている場合は、この条件等に合致した研究内容に基づく経費であることが前提であり、仮に契約締結に至らなかった場合は、支出分は受託者の自己負担となりますので、ご留意ください。

### （3）翌年度以降の取扱い

複数年実施する研究課題については、後述9（2）の評価結果等を踏まえ、目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、翌年度以降、試験研究計画の見直し又は中止、委託費の減額等の措置を行うことがあります。

### （4）実績報告について

受託者は、研究実施期間の毎年度末、委託費の使用実績を取りまとめた実績報告書を作成し、証拠書類等を添えて生研支援センターに提出してください。

## 8 委託契約上、支払対象となる経費

受託者は、生研支援センターからの委託費として、直接経費及び間接経費を計上することができます。ただし、研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、間接経費は計上できず、代わりに一般管理費を計上することができます。経費の詳細については、別紙4「府省共通経費取扱区分表」をご確認ください。

### （1）直接経費

研究の遂行、研究成果の取りまとめ・発表（公表）及び普及支援に直接必要とする下記の経費を計上できます。なお、直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。

- ① 物品費（設備備品費、消耗品費）
- ② 人件費・謝金
- ③ 旅費
- ④ その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）、消費税等相当額）

### （2）間接経費

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等、研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費です。直接経費の30%に相当する額を上限として計上できます。

間接経費については、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（令和3年10月1日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（※）も併せてご確認ください。

(※) [https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu\\_sikkou.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf)

### (3) 一般管理費（研究管理運営機関に限る）

研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、間接経費を計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。一般管理費は、当該業務を遂行する上で必要となる光熱水料、通信運搬費等の管理部門の経費であって、直接経費総額の15%に相当する額を上限とします。ただし、計上に当たっては、使用内訳と算出根拠の整合性が重要であり、明確な根拠の提示や合理的な按分方法での算出を行う必要があります。

### (4) 委託費計上に当たっての留意事項

- ① 直接経費に計上できるものは、試験研究計画の遂行や研究成果の取りまとめ等に直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。特に、消耗品費、光熱水料等を計上する場合はご注意ください。
- ② 法人の立上げに要する経費は、委託費に計上できません。
- ③ 人件費及び賃金は、本プログラムに直接従事した時間数等により算出されるので、本プログラムに従事するすべての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託事業に係る勤務実態を把握し、十分な勤務実態の管理を行ってください（エフォート管理適用者を除く）。
- なお、国及び地方公共団体からの交付金等で職員の人件費等を負担している法人（地方公共団体を含む）については、職員の人件費は認められません（PI人件費適用者を除く）。
- ④ 旅費については、直接本プログラムに係るもののみ計上可能であり、例えば、単なる情報収集のための学会出張等（本プログラムにおける明確な必要性等がないもの）は認められません。旅費に係る証拠書類として、出張報告書又は命令書等において、その必要性とともに試験研究計画名を明記するなど、本プログラムに係るものであることが明確になるよう整備・保管してください。
- ⑤ 外国への出張旅費及び外国から研究者等を招へいするための旅費等は、原則として認められません。これらが不可欠な場合は、その必要性や出張先を「提案書様式」の「III-4. 研究開発の内容」の「（2）具体的な研究開発の内容」の該当する部分に具体的に記載してください。
- ⑥ 園芸施設や畜舎など、一般的な建物や構築物の取得は認められません。
- ⑦ 設備備品を導入する際には、購入、リース、レンタル等の手段から、経済性等を勘案して最適なものを選択してください。選択の理由や設備備品の見積書（価格の比較が可能な資料）については、生研支援センターからの求めに応じて提出できるよう整理・保存してください。なお、採択決定後に作成する試験研究計画書における「物品導入計画」に記載がないものの購入は認められません。さらに、パソコン、デジカメ又はその周辺機器など汎用性の高い事務機器等の購入は、原則として認められますが、本プログラムでのみ使用することを前提に、理由書の事前提出により本プログラム遂行に必要と生研支援センターが認めた場合に限り計上可能です。
- ⑧ 汎用性の高い消耗品（パソコン、デジカメ又はその周辺機器など汎用性の高い事務機器、コピー用紙、トナー、USBメモリ、HDD、WindowsなどのOS、フラット

ファイル、文房具、作業着、食品用ラップ、辞書、定期刊行物等）については、原則として計上は認められませんが、本プログラムのみに使用することを前提に、当該年度で使用する最低限の必要数については認められます。必要性や購入数について、生研支援センターからの求めに応じて説明できるよう、理由書等の準備が必要になります。

- ⑨ テストマーケティング（フェーズ3）を実施する場合（任意）は、製品やサービスに関する試作費用、市場調査費用、展示会出展費用等に係る経費を、8（1）①～③のほか、④の外注費、その他（諸経費）等として計上できます。また、プレ・テストマーケティング（フェーズ0、1、2）を実施する場合（任意）は、2（3）に示した知財調査等に係る直接経費を計上できます。
- ⑩ 特許等の本プログラムで得られた成果を権利化するために必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費）については、間接経費での支出が可能です。ただし、登録、維持にかかる費用は受託者の自己負担となります。
- ⑪ 本プログラムは、研究開発と事業化を目的としていることから、研究開発に係る内容に加え、事業化に向けた取組についても、一部、直接経費への計上を可能とします。詳細については、本プログラム実施要領（※）の「V 委託契約事務に関する補足」をご確認ください。

（※）[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/startup/startup\\_jishi-yoryo20221003.pdf](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/startup/startup_jishi-yoryo20221003.pdf)

## 9 成果等の評価・点検等

### （1）研究成果報告書

代表機関は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を作成し、生研支援センターに提出してください。

### （2）研究課題の評価等

生研支援センターは、本プログラムの研究課題について、原則として毎年度、外部有識者による評価を実施します。

翌年度も継続して実施する研究課題は、当該評価結果を、翌年度の試験研究計画の見直し又は中止、委託費の配分等に反映させるものとします。

### （3）研究開発・事業化に係る進捗及び計画の点検

PM及びPDは、必要に応じて、研究開発・事業化に係る進捗状況や試験研究計画の点検を行います。その結果、試験研究計画の見直しや中止の指示、委託費の増減等を行う場合があります。

### （4）研究成果の普及に関する報告

委託期間中又は委託期間終了後3年以内に、研究成果に係る製品が上市（市場での取引開始等）されたとき、又は、研究成果に係る技術等を用いて事業化（サービスの開始等）されたとき等は、研究成果普及報告書（※）を生研支援センターに提出してください。

（※）下記リンクの「広報様式3」を参照してください。

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/common\\_form/index.html](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/common_form/index.html)

### (5) 研究終了後のフォローアップ調査（追跡調査）

研究成果の社会実装の促進に役立てるとともに、調査結果を広く公表することにより研究開発等に関する国民の理解と关心を深めることを目的として、研究実施期間終了後、一定期間（2年・5年程度）を経過した研究課題を対象に、研究成果の社会実装や普及・活用状況等についてのフォローアップ調査（追跡調査）を実施します。実施に当たり、対象となる研究課題の研究代表者等に対応を依頼いたします。

## 10 研究成果の取扱い

### (1) 研究成果の発表等

① 受託者は、本プログラムの実施中、事業化方針や知的財産に注意（出願前に研究成果の内容を公表した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得できなくなります。）しつつ、本プログラムにおける研究開発成果の事業化に向けて、研究協力先、法人の経営に必要な人材や事業パートナーの発掘、資金調達等を円滑に行うため、ピッチコンテストへの参加など研究成果の周知や公表に努めてください。

② 本プログラムに係る内容や成果の公表（学会、論文、メディア（新聞、テレビ等）、シンポジウム、パンフレット等）に当たっては、「研究実施内容等発表事前（事後）通知書」により、事前に生研支援センターに報告してください。

③ 公表に当たっては、本プログラムに係る活動又は成果であることを明記してください。

なお、論文の謝辞や論文投稿時においては、「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について（令和2年1月14日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、本プログラムの体系的番号を記載していただきます。本プログラムの体系的番号は「JPJ010717」です。

④ 本プログラム終了後においても、研究成果を公表するときは、事前に「研究実施内容等発表事前（事後）通知書」を生研支援センターに提出していただきます（プログラム終了後5年間程度）。

⑤ 本プログラムの研究成果について、生研支援センターは、研究成果発表会や冊子等により公表することがあります。その際、受託者に協力を求めことがありますのでご承知おきください。

### (2) 知的財産マネジメント

「農林水産研究における知的財産に関する方針」（令和4年12月農林水産技術会議改訂）に基づき、研究の開始段階から研究成果を知的財産として適切に創造・保護・活用していくマネジメントに取り組むことが求められます。研究開始時には、研究コンソーシアム内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について合意を得て、知的財産の基本的な取扱いに関する合意書（以下「知財合意書」という。）を作成の上、生研支援センターへ報告していただきます。また、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、

標準化や、実施許諾等に係る方針（以下「知的財産の取扱方針」という。）を作成の上、生研支援センターに提出していただきます。その際、研究コンソーシアム内から得られた知的財産は、研究コンソーシアムの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。

研究期間中においては、知財合意書に基づき、知財運営委員会や研究の進行管理のために設置する研究推進会議等において、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化や、実施許諾等に関する調整等の知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

なお、研究開発のみならず事業化にも取り組む本プログラムにおいては、知財戦略が特に重要であるため、提案書において記載いただくとともに、採択された場合は、フェーズに応じた知財戦略を確立していただきます。

また、知財合意書及び知的財産の取扱方針の作成においては、研究成果の海外流出を防止する観点から適切に対応してください。

### （3）研究成果に係る知的財産権の帰属

委託契約に基づく委託試験研究について、研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約することを条件に、生研支援センターは受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととしています。

※ 知的財産権とは、特許権、特許権を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、外国におけるこれらの権利に相当する権利、著作権及び指定されたノウハウを使用する権利をいいます。

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に生研支援センターに報告すること。
- ② 生研支援センターが公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、生研支援センターに対して無償で実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、生研支援センターの要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ生研支援センターの承認を受けること。

なお、コンソーシアムによる研究の場合は、必要に応じて、複数の構成員で知的財産権を共有し、その持ち分を定めることができます。詳細については、生研支援センターにお問い合わせください。

生研支援センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研支援センターに許諾していただきます。

#### **(4) 知的財産権の報告や申請**

(3) ①及び④のほか、知的財産権の出願、登録、放棄を行ったとき、または知的財産権を実施したとき等には定められた期間内に生研支援センターに報告していただきます。また、知的財産権を海外で実施するとき、もしくは第三者に独占的通常実施権を付与しようとするとき、専用実施許諾や移転を行うときは、生研支援センターに事前に申請を行い、承認を受けていただきます。

#### **(5) 研究成果の管理**

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

① 研究1年目に研究成果の知的財産としての取扱い方針（又は知財戦略）について検討し、その結果について報告していただきます。

また、受託者は、(2)による知的財産の取扱い方針を基本としつつ、受託者が開催する研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関する知見を有する者（民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

② 研究成果については、日本国内の農林水産業・食品産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該研究成果の活用を生研支援センターから働きかける場合があります。

③ 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）に基づき、対応することとなります。

④ 受託者である法人と、その従業員の間の知的財産権の帰属については、受託者内部の話ではありますが、受託者において職務発明規程等が整備されていない場合、委託研究における知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備してください。

#### **(6) 研究成果に係る秘密の保持**

本プログラムに関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず、決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者（コンソーシアムによる研究成果である場合は、コンソーシアム外の者）に提供する場合は、事前に生研支援センターと協議する必要があります。

#### **(7) 農業者等が参画する場合の農業者等に関する情報の取扱い**

本プログラムの研究成果等の公表等に当たり、農業者等の経営に関するデータを取り扱う場合は、事前にコンソーシアム構成員間で、その取扱いについて取り決めを行う必要があります。

また、農業者等からデータの提供を受ける際には、「農業分野におけるAI・データに関

する契約ガイドライン」（※）を踏まえて対応いただく必要があります。

（※）<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

## 1.1 本プログラムの運営管理体制

本プログラムにおいては、研究代表者等と密接な関係を維持しつつ、本プログラムの目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

### （1）プログラムディレクター（PD）及び研究リーダー

生研支援センターは、本プログラムの各研究課題の進捗管理や指導、試験研究計画の見直し又は中止の指示、及びその実施に関する督励、研究課題の予算の増減に関する権限を有する者として、プログラムディレクター（PD）を配置します。また、PDの業務を補佐し、研究代表者との連絡調整等の役割を担う者として、研究リーダーを配置します。

### （2）プログラムマネージャー（PM）

生研支援センターは、研究開発テーマの設定、研究課題への事業化支援や指導・助言等を行う者として、プログラムマネージャー（PM）を配置します。

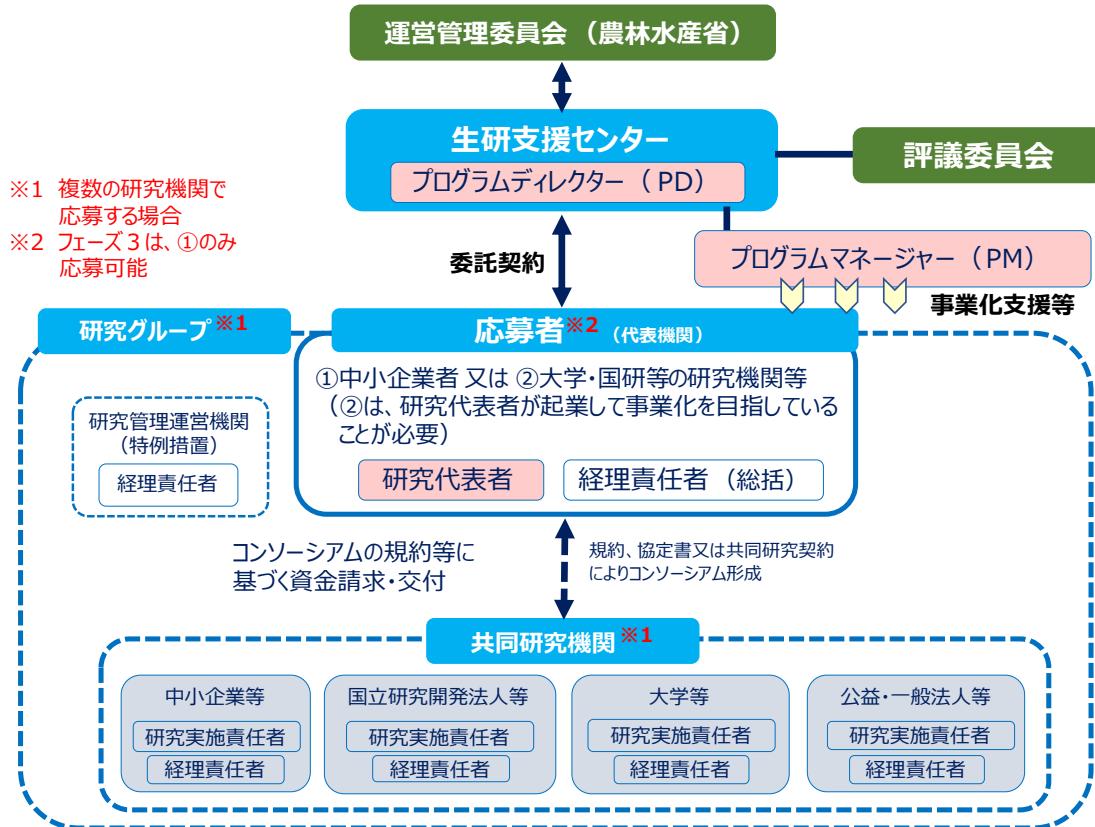
### （3）評議委員会

生研支援センターは、外部有識者で構成される評議委員会を設置します。評議委員会（事業推進）は、PMの選考や事業化支援に関するPMへの助言等を、評議委員会（課題選考・評価）は、研究課題の採択に係る審査、フェーズ移行を含む研究課題の評価を行います。

### （4）運営管理委員会

農林水産省に、本プログラムに係る運営管理委員会を設置します。運営管理委員会は、評議委員会の委員の指名、研究開発テーマや採択課題の承認、評価結果を踏まえた指導等を行います。

## 本プログラムの実施体制



## 1.2 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等

### (1) 研究費の不正使用等への対応について

本プログラムで実施する研究活動には、農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。）（参照）が適用されます。

各研究機関においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

生研支援センターは、研究機関の研究費の適正な運営・管理体制の整備等の状況について、モニタリングを実施し、体制整備等の実施に不備がある場合は、管理条件の付与、間接経費の削減、配分の停止の措置を講じることがあります。措置の対象は、原則として研究機関全体とします。

このため、本プログラムに参加する研究機関は、生研支援センターホームページ「研究活動の不正行為等への対応」([https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/fusei\\_taiou/index.html](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/fusei_taiou/index.html))の「【重要】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン実施状況調査」に基づき、契約後、「ガイドラインの実施状況」を提出してください。

なお、委託契約後に「ガイドラインの実施状況」の提出がない研究機関を含むコンソーシアムとは、次年度以降契約を行いません。

このほか、研究費の不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）及び不正受給（偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給することをいう。）（以下「不正使用等」という。）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正使用等に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究費の不正使用等に対し適切に対応していただく必要があります。

※ 研究費の適切な使用に向けた決意表明（別紙5）もご確認ください。

（参照） 管理・監査ガイドラインについては、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/kanrikansanogaidorain.pdf>

## （2）不正使用等が行われた場合の措置

不正使用等を行った者等が所属する研究機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、本プログラム及び生研支援センターの他の事業並びに農林水産省その他の府省の競争的研究費等において、不正使用等を行ったと認定された研究者及びこれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反※した研究者に対し、以下のとおり、一定期間、本プログラムをはじめとする生研支援センターの事業への応募・参加を制限する場合があります。

※ 善管注意義務違反の例：原則、日常的に研究費の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的研究費等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

不正使用等に係る応募・参加制限の対象者	不正使用の程度		応募・参加制限期間
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用  (2) (1) 以外	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年
		① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者			5年

3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年
4. 農林水産省その他の府省の競争的研究費等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者			当該競争的研究費等において応募又は参加を制限されたこととされた期間と同一の期間

※ 以下の場合は、応募・参加の制限を課さず、厳重注意を通知するものとし、不正使用の概要は公表しない。

- ・ 1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者が所属する研究機関に対し、採択の取消、研究費の一部又は全部の返還等の措置を講じる場合があります。

本プログラムにおいて不正使用等を行った場合、当該不正使用等の概要（措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正使用等の内容等）を公表するとともに、その情報を農林水産省に提供します。また、農林水産省から競争的研究費等を所管する他の府省へ当該情報を提供することにより、他の競争的研究費等においても応募・参加が制限される場合があります。

なお、生研支援センターが公的研究費の配分先の研究機関等において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」（※）に準じて対応します。

（※） [https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei\\_sanka\\_taiou.pdf](https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf)

### （3）虚偽の申請に対する対応

本プログラムにかかる申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、試験研究計画に関する委託契約の一部又は全部を取り消し、委託費の一部又は全部の返還、損害賠償等を受託者に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本プログラムから研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者等については、（2）の不正使用等を行った場合と同様の措置を採ります。

### （4）研究活動における不正行為への対応について

本プログラムで実施する研究活動には、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究

資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。※）が適用されます。

※ [https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30\\_fusei\\_guide\\_20180720.pdf](https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30_fusei_guide_20180720.pdf)

各研究機関においては、不正行為ガイドラインに沿って、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、委託契約締結時までに研究倫理教育（注）を実施していただき、契約締結の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出していただく必要があります。研究倫理教育を実施していない研究機関は、本プログラムに参加することはできません。

(注) 研究倫理教育は、日本学術振興会（JSPS）の eL CoRE や、研究機関独自教材等で実施してください。（eL CoRE : <https://elcore.jsp.s.go.jp/top.aspx>）

- eL CoRE の場合は受講証明書が発行されるので、保管をしてください。
- 研究機関独自教材等の場合は、各研究機関において、受講したことが証明できるようにしてください。

また、不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、不正行為に適切に対応していただく必要があります。

## （5）不正行為が行われた場合の措置

不正行為に関与したと認定された者等が所属する研究機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、本プログラム及び生研支援センターの他の競争的研究費並びに農林水産省その他の府省の競争的研究費において不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本プログラムをはじめとする生研支援センターの事業への応募・参加を制限する場合があります。

不正行為に係る応募・参加制限の対象者		不正行為の程度	応募・参加制限期間
1. 不正行為に関与したと認定された者	(1) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など特に悪質な者		10年
	(2) 不正行為があったと認定された研究に係 ①当該論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、	ア. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合	5～7年

	る論文等の著者	代表執筆者又はこれらの人と同等の責任を負うと認定された者)	イ. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	3～5年
		②上記以外の著者		2～3年
	(3) (1) 及び (2) を除く不正行為に関与したと認定された者			2～3年
2. 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		ア. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合 イ. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合	2～3年 1～2年	
3. 農林水産省その他の府省の競争的研究費等において不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者				当該競争的研究費等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者が所属する研究機関に対し、研究費等の打ち切り、応募の不採択、研究費の一部又は全部の返還等の措置を講じる場合があります。

本プログラムにおいて不正行為に関与したと認定された場合、当該不正行為の概要（措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正行為の内容等）を公表するとともに、その情報を農林水産省に提供します。また、農林水産省から競争的研究費等を所管する他の府省へ当該情報を提供することにより、他の競争的研究費等においても応募・参加が制限される場合があります。

## （6）指名停止を受けた場合の取扱い

応募受付期間中に談合等によって農林水産省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応

募は受け付けません。なお、応募受付期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

#### **(7) 不正使用等及び不正行為防止のための取組について**

研究代表者は、応募に当たって生研支援センターのウェブサイトに掲載されている「事務担当者説明会動画（2022年度版）※」の「7. 研究活動における不正行為等の防止」を必ずご覧のうえ、提案書別紙5「研究倫理に関する誓約書」を提出してください。

※ 事務担当者説明会動画（2022年度版）については、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=UFPRtxm9f5o>

#### [問い合わせ受付窓口等]

生研支援センターでは、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為に関する問い合わせ受付窓口を設置しています。

(研究管理部 研究管理課 研究公正室)

電話：044-276-8487 FAX：044-276-9143

メール：kenkyuhusei@ml.affrc.go.jp

### **1.3 情報管理の適正化**

#### **(1) 本プログラムの実施体制**

本プログラムの実施に当たって、以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に生研支援センターと協議するものとします。

- ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（以下「情報管理責任者等」という。）を確保すること。
- ② 情報管理責任者等が、契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- ③ 情報管理責任者等が他の手持ち業務等との関係において契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

#### **(2) 情報保全**

本プログラムに係る契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（生研支援センターの業務に係る情報であって公になっていないもののうち、生研支援センター以外の者への漏えいが生研支援センターの試験研究又は業務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、別紙6「調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）」及び別紙7「調達における情報セキュリティの確保に関する特約事項（以下「特約条項」という。）」に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に、保護すべき情報の取扱いについては、以下の情報管理実施体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく生研支援センターに通知するものとします。

- ① 契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、生研支援センターが保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制
- ② 生研支援センターの同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する実施体制
- ③ 生研支援センターが書面により個別に許可した場合を除き、受託者に係る親会社等（本基準第2項第14号に規定する「親会社等」をいう。）、兄弟会社（本基準第2項第15号に規定する「兄弟会社」をいう。）、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する実施体制

### （3）応募者に要求される事項

- ① 応募者は、本基準、公募要領及び特約条項を了知の上、応募するものとします。
- ② 応募者は、（1）及び（2）の事項を踏まえて、提案書別紙4「情報管理実施体制」を記載してください。

また、本基準の項目5から12については、コンソーシアム規約若しくは社内規則等に当該項目を規定して、契約締結後、速やかにその写しを提出する又は当該項目を遵守する旨を記載した誓約書を提出していただく必要があります。

なお、応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、生研支援センターとの協議等に応じる義務を負うものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので、ご注意ください。

## 14 委託業務の実施に当たっての留意事項

### （1）購入機器等の帰属及び管理

受託者が委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は、委託研究の実施期間中は受託者に帰属します。受託者には、委託研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託事業終了後の取扱いについては、別途、生研支援センターへの返還の要否をお知らせすることにしています。

また、購入した機器類等の物品については、本プログラムの購入機器である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明示してください。

委託契約に基づいて製作した試作品については、試作品本体や看板等への標示により、本プログラムによって製作した旨を明記してください。

なお、農研機構に所属する研究機関が参画する場合、当該研究機関には別途予算措置する予定であることから、当該研究機関が購入した機器等の帰属に係る手続きは、本公募要領の内容にはよらない手続きを行うことになります。

### （2）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出管理（※1）

が行われています。外為法で規制されている貨物の輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(※1) 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうち一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と、②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）（2022年5月1日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受け入れや、共同研究等の活動の中にも規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合ありますのでご留意ください。

(※2) 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

(※3) 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

(参考) 安全保障貿易管理の詳細は、以下のガイダンス等をご覧ください。

- 安全保障貿易管理（全般）：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- Q&A：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>

- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）：  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル：  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

※企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデルCPも参照ください。  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- 安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

### **(3) 動物実験等に関する対応**

動物実験については、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知）（※）や関係法令等に基づき、適切な実施をお願いします。

（※）[https://www.affrc.maff.go.jp/doubutusujikken/doubutusujikken\\_kihonshishin.htm](https://www.affrc.maff.go.jp/doubutusujikken/doubutusujikken_kihonshishin.htm)

### **(4) 海外の遺伝資源の取得・利用等を含む研究に関する対応**

海外遺伝資源の取得又は利用を含む研究については、生物多様性条約、名古屋議定書、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）、遺伝資源提供国の法令及び我が国の国内措置（ABS指針）（※）等に基づき、適正に実施していただく必要があります。

（※）<http://abs.env.go.jp/consideration.html>

### **(5) ロボット技術・ICT等の活用**

農業機械の自動走行に関しては、令和3年3月26日付け2生産第2418号農林水産省生産局長通知「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」等を遵守してください。

○農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン

<https://www.maff.go.jp/j/press/seisan/gizyutu/attach/pdf/210326-3.pdf>

### **(6) 小型無人航空機（ドローン等）の活用**

小型無人航空機（ドローン等）の利用に関しては、国土交通省「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」及び農林水産省消費・安全局「無人航空機（無人ヘリコプター等）による農薬等の空中散布に関する情報」に掲載の情報を確認し、遵守してください。

○無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

○無人航空機による農薬等の空中散布に関する情報

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507\\_heri\\_muojin.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507_heri_muojin.html)

### **(7) 農業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて**

データは多くの場合、データそれ自体ではなく、加工・分析等を行い、利用することで初めて価値が創出されます。他方、データは容易に複製することができ、適切な管理体制

がなければ不正アクセスにより外部に流出され得るものであることから、データにノウハウ等が含まれている場合、競合産地に流出してしまうという不安からデータの提供を躊躇することもあります。

農林水産省では、知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」

(令和2年3月 農林水産省。以下「農業AI・データ契約ガイドライン」という。※) を策定しています。本ガイドラインは、農業以外の産業向けの「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(令和元年12月 経済産業省)と法的整合を図りつつ、農業分野の特殊性を踏まえ、データ・成果物等の利用権限や管理方法等について契約のひな形や考え方等を示しています。

受託者は、本プログラムで実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくこと(データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等が農業AI・データ契約ガイドラインの内容に沿っていること)が必要です。別紙8「AI・データ契約ガイドライン準拠チェックリスト」をご参照ください。

農業者等以外からデータを受領・保管する場合は準拠の必要はありませんが、農業AI・データ契約ガイドラインも参考に、データ等の利用や適切な利益配分のほか、農業者等による事前の承諾無く目的外利用や第三者に提供しないこと等について取り決めることを検討して下さい。

※ 農業AI・データ契約ガイドラインについては以下を参照してください。また、以下URL内に、合意に係る契約のひな形も掲載されていますので適宜ご活用ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

## (8) データマネジメントに関する対応

「生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針」(以下「データ方針」という。別紙9を参照。)に従ってデータマネジメントを行っていただきます。

代表機関は、データ方針に基づき、委託契約締結までに、管理対象データに係るデータマネジメントプラン(以下「DMP」という。)を作成してください。(受託者がコンソーシアムである場合は、コンソーシアムの構成員間でその取扱いについて合意した上でDMPを作成してください。)契約締結後、当該DMPに従って、管理対象データの管理を行ってください。なお、研究データの管理・利活用に関する取組状況については評価において考慮します。

応募者は、データ方針を踏まえ、提案書別紙6のデータマネジメントプランを作成してください。

また、研究データの管理・利活用の状況の以下の項目について、評価に関連する資料等(研究計画書、成果報告書等)への記載を依頼することがあります。

- ① DMPの管理対象データのメタデータの付与状況
- ② DMPに基づき管理対象データを適切に保存し、オープン・アンド・クローズド戦略に基づく公開・共有の状況

### ③ 研究データの管理・利活用を促進する独自の取組の実施状況

#### (9) オープン API の要件化について

令和5年度においては、農機が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本プログラムを活用してトラクター、コンバイン又は田植機を購入又はリース・レンタルする場合は、API（※）を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じてデータを連携できる環境を令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することを要件とします。

トラクター、コンバイン又は田植機の導入等（購入、リース、レンタル）について、提案書別紙8「オープン API の要件化に係る確認事項」の記載をお願いします。

※ API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのことです。

※ なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たりません。

#### (10) 若手研究者の自発的な研究活動の支援

「統合イノベーション戦略2019」（令和元年6月21日閣議決定）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議決定）に基づき、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）が策定されたことを踏まえ、若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成のため、本プログラムにおいてプロジェクトの実施のために雇用される民間企業を除く研究機関に所属する若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を自発的な研究活動等に充当することを可能とします。研究代表者は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援していただきます。所属研究機関において、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合は、当該プロジェクト計画等に記載していただきます。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」（令和4年4月生物系特定産業技術研究支援センター。以下「共通要領」という。）のIIの「14. 若手研究者の自発的な研究活動」をご覧ください。

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP\\_Integrated\\_ver1.1.pdf](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf)

#### (11) エフォート管理の統一

各資金配分機関から求められるエフォート管理に係る手続きや提出書類が異なることで、研究者及び研究機関に事務負担が生じております。このため、統合イノベーション戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）においても、「資金配分機関ごとに異なるエフォートの管理の共通化を図る」ことが示されております。

このような状況を踏まえ、資金配分機関が所管する競争的研究費の各制度においてエフ

オートの申告、状況確認、報告に係る標準的な手続きを設定するとともに、研究機関が保管・提出すべき書類を統一することにより、エフォート管理に関する手続の簡素化及び合理化を実現し、エフォート管理の拡大を推進します。

詳しくは、下記リンク（共通要領）のⅡの「15. エフォート管理」をご覧ください。

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP\\_Integrated\\_ver1.1.pdf](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf)

## **(12) 複数の研究費制度による共用設備の購入（合算使用）**

競争的研究費の各制度における研究費の合算使用は、これまで一部の競争的研究費制度で可能とされていましたが、「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」（令和2年3月31日付け資金配分機関及び所管関係府省申合せ）により、各制度で実施する研究目的の達成と、更なる研究資金の効果的・効率的な活用の観点から、購入した設備の所有権が研究機関に帰属することを前提に、複数制度の研究費の合算により各制度の目的に則した共用設備を購入することを可能とする研究費制度が拡大されたところです。

本プログラムにおいても、研究機関（研究者）が資金配分機関における競争的研究費の複数制度で共同して利用する設備を購入する場合、複数制度の研究費の合算による購入を可能とします。

なお、合算による共用設備の購入が可能な研究機関種別については、大学等（国立大学法人、大学利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校）、国立研究開発法人、地方公共団体及び公益法人を対象とします。

詳しくは、下記リンク（共通要領）のⅡの「4. 委託費により取得した物品の取扱い」の「（9）複数の研究費制度による共用設備の購入（合算使用）」をご覧ください。

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP\\_Integrated\\_ver1.1.pdf](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf)

## **(13) 競争的研究費の直接経費から研究代表者等（P I等）の人事費の支出**

統合イノベーション戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）においては、競争的研究費の直接経費から研究代表者及び研究実施責任者（以下「P I等」という。）本人の人事費の支出を可能にし、研究機関の裁量により、研究者支援に活用可能な経費を拡大することが提言され、研究機関において適切に執行される体制の構築を前提として、研究活動に従事するエフォートに応じ、P I等本人の希望により、直接経費から人事費を支出することを可能としました。これにより研究機関は、P I等の人事費として支出していた財源を、P I等自身の待遇改善や、研究に集中できる環境整備等によるP I等の研究パフォーマンス向上、多様かつ優秀な人材の確保等を通じた機関の研究力強化に資する取組に活用することができ、研究者及び研究機関双方の研究力の向上が期待されます。

その際、各研究機関におけるガバナンスの強化や、意欲ある若手をはじめ優秀な研究者を厚遇する人事給与マネジメントの改善等と一体的に実施されることで、一定の新陳代謝を維持しつつ優れた研究者が活躍できる好循環の実現により、研究成果の持続化・最大化が期待されます。

詳しくは、下記リンク（共通要領）のⅡの「16. 競争的研究費の直接経費から研究代表者の人事費の支出について」をご覧ください。

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP\\_Integrated\\_ver1.1.pdf](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf)

#### **(14) 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）**

優れた研究成果の創出に当たっては、研究者が研究に専念できる研究環境が不可欠ですが、研究者の研究に充てる時間割合は減少傾向であり、研究に従事できる時間の確保が急務です。

統合イノベーション戦略 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）においては、我が国の研究力向上に向け、研究者の研究時間の確保のための制度改善を行うよう方向性が示されています。

このため、競争的研究費の直接経費の使途を拡大し、P I 等本人の希望により研究機関と合意をすることで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務（講義等の教育活動等やそれに付随する事務等。なお、「研究」には、当該競争的研究費により実施される研究以外の研究も含む。）の代行に係る経費の支出を可能とする制度（「バイアウト制度」）を導入することとします。これにより、研究プロジェクトに専念できる時間の拡充が可能となり、当該研究プロジェクトの一層の進展が期待されます。

詳しくは、下記リンク（共通要領）の II の「17. 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」をご覧ください。

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP\\_Integrated\\_ver1.1.pdf](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf)

#### **(15) 競争的研究費における RA 経費等の適正な支出の促進について**

生研支援センターでは、科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）における推進方策を踏まえ、博士課程（後期）学生を RA（リサーチアシスタント）として雇用し、その際の給与水準について、経済的支援を充実すべく、博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当程度と受給できることを推奨します。

研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

詳しくは、下記リンク（共通要領）の II の「18. 競争的研究費における RA 経費等の適正な支出の促進について」をご覧ください。

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP\\_Integrated\\_ver1.1.pdf](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R04SOP_Integrated_ver1.1.pdf)

### **15 他の留意事項**

#### **(1) researchmap への業績情報の登録**

researchmap（※）は、日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報はインターネットを通して公開することができます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されており、researchmap への登録をお願いします。

（※）<https://researchmap.jp/>

## (2) 「国民との科学・技術対話」の推進

平成 22 年 6 月 19 日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（※）に基づき、研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

なお、この基本的取組方針では「1 件当たり年間 3 千万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等」を対象としていますが、本プログラムでは広範な普及を目指していることから、研究費の多寡にかかわらず、アウトリーチ活動に積極的に取り組んでください。

(※) <https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

## 16 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切までの間、以下において受け付けます。なお、審査に関する事項、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研支援センターのウェブサイトにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

### ○ 公募全般に関するお問合せ

事業推進部 スタートアップ支援課 担当：安達、西田、江川、古川  
E-mail : brain-stupweb@ml.affrc.go.jp

### ○ 契約事務について

研究管理部 研究管理課 担当：上北、山口  
E-mail : brain-jimu@ml.affrc.go.jp

### ○ 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為について

研究管理部 研究管理課 研究公正室  
E-mail : kenkyuhusei@ml.affrc.go.jp

(注意) お問合せは、原則、メールでのみ承ります。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### ○ e-Rad について

e-Rad ヘルプデスク (受付時間：9:00～18:00 (平日))

TEL : 0570-057-060 (ナビダイヤル)  
03-6631-0622 (直通)

e-Rad ポータルサイト：

お問合せ方法： <https://www.e-rad.go.jp/contact.html>  
よくある質問と答え (FAQ) : <https://qa.e-rad.go.jp>